

介護予防・生活支援サービス事業開始に伴う定款等に関する変更について

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、介護予防・生活支援サービス事業（以下「事業」という。）に移行します。これに伴い、定款及び運営規程の変更が必要となります。

1 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定有効期間について

介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、制度上、2018年(平成30年)3月31日をもって廃止となります。

福山市の被保険者は、2016年(平成28年)4月1日には全員、事業に移行することになりますが、他市町の被保険者の利用も考えられることから、前述の日まで指定有効期間を付与します。

2 定款の記載について

(1) 「みなし指定」事業者について

事業のみなし指定を受けている場合は、当該期間は「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の記載があれば、定款に事業に関する記載がなくても読み取る取扱いとしますが、事業の指定更新申請書を提出するまでには定款への記載をお願いします。

なお、医療法人、社会福祉法人等については、法人種別ごとに取扱いがあることから、自法人の所管部局へ確認し、その指示に従っていただきますようお願いします。

(2) 新規指定を受ける事業者について

介護予防サービスと事業が併用される2018年(平成30年)3月31日の間に新規指定を受ける場合は、両サービスを併記してください。

(記載例)

「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業」

3 運営規程の記載について

「みなし指定」事業者については、変更届を提出する際には随時修正をしてください。

(※事業の指定更新申請書を提出するまでに修正をお願いします。)

(記載例)

- ・ 居宅サービス，介護予防サービスと一体で作成する場合
 - 「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業」
 - 「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業」
- ・ 緩和したサービスを実施する場合は，別指定（又は委託）となるが，運営規程を一体で作成する場合
 - 「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業又は緩和した訪問サービス」
 - 「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業又は緩和した通所サービス」